

水質基準対象施設測定結果

平成27年3月31日現在の届出施設数は16施設であり、そのうち事業場外への排出がないなど測定報告義務がない14施設を除いた2施設が報告対象施設になります。この2施設について測定結果の報告があり、いずれの施設も排出基準を満足していました。

報告結果の概要は表1、詳細については別紙のとおりです。

表1 特定施設設置者によるダイオキシン類の測定結果（排水）の概要

特定施設の種類	報告対象 施設数	報 告 施設数	排水濃度 (pg-TEQ/L)	
			最小値	最大値
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設 であって、汚水又は廃液を排出するもの	2	2	0.00025	0.054
合 計	2	2		

注：毒性等量の算出には、WHO-TEF(2006)を用いている。

別紙：平成26年度ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づく特定施設設置者による測定結果報告状況
水質基準適用施設

工場・事業場の名称	所在地	設置年月	特定施設種類	廃棄物焼却炉		測定結果			備考
				焼却能力 (t/h)	日焼却量 (t/日)	試料採取日	排水濃度 (pg-TEQ/L)	適用基準 (pg-TEQ/L)	
セイカ株式会社 海南工場	海南市	H5.2	廃ガス洗浄施設	2.396	50	H26.4.14	0.00039	10	(1回目)
						H26.6.27	0.0055	10	(2回目)
						H26.8.11	0.054	10	(3回目)
						H26.10.15	0.00071	10	(4回目)
						H26.12.19	0.00059	10	(5回目)
						H27.2.9	0.021	10	(6回目)
田辺市周辺衛生施設組合	田辺市	H7.4	灰貯留施設	0.78	4.5	H26.6.11	0.00025	10	